

【資料 1】

市庁舎移転に伴う条例改正について

1. 概要

地方自治法第 4 条の規定に基づき、庁舎移転に伴う条例改正を行う。

【地方自治法（抜粋）】

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2. 議案の内訳

(1) 市庁舎の移転に伴う条例改正議案

名称	所管課	提案課	H29.3 月議会
筑紫野市役所の位置を定める条例	総務課	戦略企画課	議案第 1 号 (特別多数議決※)
筑紫野市福祉事務所設置条例	生活福祉課	戦略企画課	議案第 7 号
筑紫野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	商工観光課		

※出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意が必要な議案。

(2) 関連議案

名称	所管課	提案課	H29.3 月議会
筑紫野都市計画事業筑紫駅西口土地 区画整理事業の施行に関する条例	区画整理課	都市計画課	議案第 1 5 号 (題名と事務所位置の変更)
筑紫野都市計画事業原田駅前土地 区画整理事業施行に関する条例	区画整理課	区画整理課	議案第 1 4 号 (条例の廃止)